

平成 23 年 8 月 8 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対する意見の提出について

平成 23 年 7 月 8 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	総論	今回の弊害防止措置の見直しについては、あくまでも現状の販売実態等を踏まえた暫定的なものであり、銀行等による保険募集の実態に応じて、利用者利便向上等の観点から、今後も必要な見直しが行われるとの理解でよいか。	弊害防止措置は、外形的に顧客からサービス享受の機会を奪うこととなり、仮に圧力販売等の問題がない状況において規制が存置されることとなれば、利用者利便の観点から問題があると考えられるため、「必要が生じた場合」の見直しに関する貴庁の考え方を確認するもの。 ※7月6日に公表された「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて」の「4.」では、「銀行等による保険募集の状況については、引き続き、金融庁として実態把握に努めていくこととする。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行う」とされている。
2	第212条第1項第4号	一時払終身保険・一時払養老保険に医療保障や介護保障が付帯されている商品(特約として付加されている場合もしくは商品として組み込まれている場合)は、本号イ・ロに該当する保険契約との理解でよいか。	一時払終身保険・一時払養老保険に医療保障が付帯されている商品を取扱いしており、改正後、他の一時払保険と区別する必要性があるか確認のため。
3	第212条第1項第4号	年金支払に代えて、終身の死亡保障に移行する特則または特約が付加された個人年金保険(保険料を一時に払い込むことを内容とするもの)は、融資先募集規制等の対象外との理解でよいか。	個人年金保険から終身保障に移行可能な商品が、融資先募集規制等の対象外であることの確認のため。
4	第212条第3項第1号	事業関連保険の規制緩和が、「銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限り」とすると、融資先企業への経営支援について、保険を活用したリスク軽減提案が十分にできない事態が想定される。損害保険は、保険金額の決め方に一定のルールがあり、無意味な保険に無理やり加入させられるというような圧力募集の弊害は起きにくいことから、保険契約者を銀行等のグループ会社に限る必要はないのではないかと。	モニタリング結果からも損害保険に係る圧力販売による苦情はほとんど確認されておらず、取引先企業への経営支援について、保険を活用したリスク軽減提案を推進していく観点からは、過剰な規制と考えられる。
5	第212条第3項第1号 第212条第3項第3号 第234条第1項第10号	一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、および事業関連保険(銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限り)については、融資先募集規制のみならず、いわゆる担当者分離規制、タイミング規制の適用も受けなくなるとの理解でよいか。	確認のため。
6	第212条第4項	融資先の従業員に対する規制は、当該従業員とは無関係な事情による過剰な規制と考えられることから、今後、精緻なモニタリングを行い、従業員への圧力募集等の実態がないことが確認でき次第、本規制は速やかに廃止すべきと考える。特に50名あるいは20名という従業員数による規制は、中小企業勤務者から差別的制度と捉えられる可能性がある。	企業の規模にかかわらず融資先企業の従業員に対して、銀行が圧力をかけるという事態は考えにくい。逆に中小企業勤務者に不公平感を抱かせる等の弊害の方が大きく、過剰な規制と考えられるため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
7	第212条の2第1項第5の4号	銀行子会社であるリース会社が、親銀行から融資を受けているリース取引先とリース契約を締結する際に「保険契約者＝当該リース会社」として付保する動産総合保険は、「当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約(当該事業者を保険契約者とするものに限る)」に含まれるという理解でよいか。	リース会社は通常、リース契約を締結する際、リース物件の所有者である自社(リース会社)を保険契約者・被保険者として、リース物件に動産総合保険を付保しており、この際、顧客利便性の向上等の観点で、リース会社自ら、またはリース会社の子会社が保険代理店となり、保険関係の手続を行うことが想定される。
8	第234条第1項第10号	「事業に必要な資金の貸付け」の対象となる貸付けの種類は、融資先募集規制(施行規則212条第3項第1号イ)における「事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む)」と同一との理解でよいか。	確認のため。
9	第234条第1項第10号	非事業性の融資申込みは、タイミング規制の対象から除外するとされているが、非事業性の融資申込みには、個人が相続対策等として行う、賃貸不動産取得のための反復継続性のない融資申込みを含むとの理解でよいか。	融資先募集規制において、個人の賃貸用不動産(アパート)所有を事業と捉えるのか、非事業として捉えるのかの判断基準に、反復継続性が示された(平成17年7月7日「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」(案)に対する意見募集の結果について<規則211条関係>102番)が、今回のタイミング規制の対象となる事業・非事業の判定も、同様の基準で判断していいのかを確認するため。
10	第234条第1項第10号	住宅ローンや自動車ローンなどの消費性ローンは「事業に必要な資金の貸付け」には該当せず、ローン条件ではないこと等の適切な顧客説明等を実施した上で、当該貸付けの申込中に保険募集することは可能との理解でよいか。	確認のため。
11	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	「同意の有効期間及びその撤回の方法」を顧客に具体的に明示していれば、当該有効期間内は、顧客から撤回の申し出がない限り、非公開金融情報・非公開保険情報の利用について、都度、顧客から同意を取得する必要はないとの理解でよいか。 また、「(注)」のような実務を行う場合、商品提案前の事前の同意取得だけでなく、契約締結前までに取得する書面についても都度の同意取得は不要との理解でよいか。	確認のため。
12	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	非公開金融情報・非公開保険情報の利用に関する同意の有効期間は、具体的に期間を定めるものではなく、「お客さまから当該同意に関する撤回があるまで」等としても問題ないか。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
13	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	非公開金融情報等の利用に関して有効期間やその撤回方法等の必要な説明を行い、口頭による同意があった場合、当該口頭で同意した有効期間内であれば保険募集に際して改めて同意の取得は不要との理解でよいか。	確認のため。
14	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)	顧客が郵送物により事前同意撤回の意思表示を行うことを想定した場合、①事前同意書面上に撤回意思表示書面の郵送先住所を記載する、②撤回意思表示書面の郵送先住所をHP等で公開し、その旨を事前同意書面上に記載する(例:「事前同意を撤回する場合には、当行HPで公表している郵送先に撤回意思表示書面をご送付ください」、のいずれの方法でも差し支えないという理解でよいか。	同意の撤回の方法等の明示方法について確認のため。
15	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)	「非公開金融情報を利用する保険募集の方式」は、顧客に対して現在行なっている全ての勧誘手段を一律に列挙するかたちでもよいか。	顧客によりアプローチ手法は異なり得るが、一方で顧客ごとに別の書面を用意することは現実的ではないため。
16	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)	非公開金融情報を利用する保険募集方式(対面、郵便等の別)とあるが、現時点で採用していない方式を含め、将来的に募集をする可能性がある方式を包括的に記載することとしても問題ないか(例:「対面、郵便、電話、インターネット、電子メール、その他当行で採用する保険募集の方式」等と表示すること)。	保険募集はいずれのチャネルで行うか確定できないケースがあるため。
17	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	「利用する非公開情報の範囲」の明示については、例えば、「お客さまの預金口座の残高、入出金の情報、定期預金や債券の満期に関する情報等、当行との預金取引や保険以外のお取引を通じて得た情報、その他当行との取引に係る情報」など、想定される代表的な取引を可能な範囲で分かり易く表示することを前提とすれば包括的な記載も認められるとの理解でよいか。	確認のため。 銀行業務は多岐に亘っており、改正案に記載されている様な「定期預金の満期」等の具体的表現によって全てを羅列することは現実的ではないと考える。
18	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	今回の改正の施行日までに現行の方法により同意を取得している場合に、施行日をまたがって一連の募集を行う際には、新たに追加された措置を踏まえたかたちでの同意を改めて取得する必要はないとの理解でよいか。	確認のため。 施行日前に同意を取得した場合であっても、一連の募集が終わるまでは現行の方法による同意取得が有効であることを確認するため。
19	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-2(1)、(2)	今回の改正の施行日より前に、新たに追加された措置を踏まえた内容での同意を取得している場合には、顧客からの申し出がない限り、施行日以降に保険の募集を行うに当たり、再度の同意取得は不要との理解でよいか。	確認のため。
20	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-3-9-6	住宅ローンの申込みを受け付けている顧客への住宅ローン関連保険の募集に際し、当該保険への加入がローンの条件ではない旨の書面による説明は、その説明を受けた旨の署名まで、顧客に求める必要はないとの理解でよいか。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
21	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-3-2-2(4)②イ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-2-5-2(4)②イ	<p>「顧客から書面(確認書等)により確認」とあるが、預金とは誤認していない旨を顧客から書面に自署いただくことが必須なのか。</p> <p>書面に自署いただくことが必須の場合、            ①書面への自署は申込受付までに徴求することでよいか。            ②「記録を残す」とは、当該書面を他に徴求した書面と共に綴る等により、事後的に検証可能な状態で保管することでも問題ないか。</p> <p>書面に自署いただくことが必須ではない場合、            「記録に残す」とは、書面により口頭で説明・確認のうえ、募集人が説明・確認した旨を対応記録に残すかたちでも「態勢が整備されている」とされるのか。</p>	<p>預金との誤認防止の確認方法について確認のため。</p> <p>なお、署名・捺印等を要するとなると極めて重い手続フローとなることから(他商品では、提案前に顧客にサインを求めることは事務として極めて異例)、仮に署名・捺印等が必要であれば、顧客利便性の観点から受入のタイミングは申込書受領までとすべき。</p>
22	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-3-2-2(4)②イ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-3-2-5-2(4)②イ	<p>預金誤認防止に係る説明を理解した旨の書面による確認については、単独の書面によらず、当該確認事項を他の確認書面(例えば非公開金融情報・非公開保険情報の利用に係る同意書面)に盛り込むことも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>